

事業報告書

00126

(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人桂名会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市中東区名東本通二丁目 22 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 46 年 1 月 20 日

(4) 設立登記年月日 昭和 46 年 1 月 26 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	木村 衛	木村病院院長
理事	姥迫 恵	
同	梅村 将成	大須病院管理者 令和4年7月1日就任
同	小木曾泰成	さくらの丘クリニック院長
同	尾高 光昭	瀬尾記念慶友病院院長
同	加藤 徳介	埼友クリニック院長
同	黒田 健	みんなの二の口町内科クリニック院長 令和4年12月31日辞任
同	桑木 晋	大須病院管理者 令和4年6月30日辞任
同	高橋 成夫	重工記念病院院長
同	鳥山 喜之	令和4年3月31日辞任
同	中島 晶	
同	堀米 秀夫	
同	向山 剛生	越谷泌尿器科・内科院長
同	山内 学	名東老人保健施設施設長
同	山田 保夫	やまクリニック院長
監事	小山 武仁	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

00126

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	木村病院	名古屋市名東区名東本通2丁目22番地1	一般病床 58床
病院	瀬尾記念慶友病院	静岡県沼津市下香貫島郷2773番地1	一般病床 74床
病院	重工記念病院	名古屋市熱田区外土居町7番8号	一般病床 45床 療養病床 55床
病院	大須病院	名古屋市中区松原2丁目17番5号	一般病床 150床
診療所	さくらの丘クリニック	名古屋市千種区桜が丘113番地	無床診療所
診療所	越谷泌尿器科・内科	埼玉県越谷市相模町三丁目217番地1	有床診療所 19床
診療所	埼玉クリニック	埼玉県越谷市相模町三丁目217番地1	有床診療所 19床
診療所	みんなの二の口町内科 クリニック	富山県富山市二口町三丁目1番18号	無床診療所 令和5年1月1日医療法人 社団悠輝会に事業譲渡
診療所	やまクリニック	愛知郡東郷町和合ヶ丘3-1-10 すまいるプラザ和合ヶ丘2階	無床診療所
介護老人 保健施設	名東老人保健施設	名古屋市名東区大針3丁目118番地	入所定員 84名 通所定員 40名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定

管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
リハピネス梅森坂	名古屋市名東区梅森坂1丁目2201番地	通所介護 介護予防通所介護 第1号通所事業
名東総合ケアセンター	名古屋市名東区代万町1丁目49番地	居宅介護支援 介護予防支援事業
リハピネス星ヶ丘	名古屋市千種区桜が丘113番地	サービス付き高齢者住宅
はびねすキッズ	名古屋市名東区代万町3丁目11の1 エイジトピア星ヶ丘ドクターズビル2階	企業主導型保育事業
名東老人保健施設	名古屋市名東区大針3丁目118番地	喀痰吸引等研修事業
名古屋市名東区南部いきいき支援 センター 【名古屋市より委託】	名古屋市名東区にじが丘2丁目7番地 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	・名古屋市地域包括支援センター 運営事業 ・名古屋市認知症地域支援体制づくり推進事業 ・第1号介護予防支援事業にかかる業務
病院及び診療所を運営する Hoan Hao General Hospital Limited Liability Company への出資。	26/14 Binh Duong2 Quarter, An Binh Ward, Di An Town, Binh Duong Province, Vietnam	ベトナム社会主義共和国における国際展開に関する業務

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 60126 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年4月13日 鳥山喜之氏役員辞任の件
- 令和4年4月27日 株式会社シーユーシーとの労働者派遣基本契約書締結の件
株式会社シーユーシーとの業務委託契約に関わる覚書締結の件
役員重任の件
令和3年度事業報告および計算書類等承認の件
- 令和4年6月28日 梅村将成氏役員選任の件
梅村将成氏管理者選任の件
桑木晋氏役員辞任の件
- 令和4年7月29日 理事重任に伴う理事委任契約締結及び役員報酬額決定の件
梅村将成氏との理事委任契約締結の件及び役員報酬額決定の件
- 令和4年8月29日 株式会社名古屋銀行からの借入実施の件
株式会社愛知銀行からの借入実施の件
- 令和4年8月30日 みんなの二口町内科クリニックの医療法人社団悠輝会へ事業譲渡の件
黒田健氏の理事解任の件
定款の一部変更の件
- 令和4年9月21日 借入限度額の増額の件
重工記念病院を移転し大須病院と統合する件
日本政策投資銀行からの借入実施の件
- 令和4年12月26日 借入限度額増額の承認の件
株式会社大垣共立銀行からの借入実施の件
株式会社きらぼし銀行からの借入実施の件
株式会社京都銀行からの借入実施の件
株式会社十六銀行からの借入実施の件
- 令和5年1月30日 令和5年度収支予算案承認の件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無し

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

(7) そ の 他

以上

様式第二号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人 桂名会

医療法人番号

所在地 愛知県名古屋市名東区名東本通2-22-1

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 2月 1日 至 令和 5年 1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		12,586,016
2 事業費用		12,456,504
3 本部費用		250,836
本来業務事業損失		121,323
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,218,095
2 事業費用		1,144,870
附帯業務事業利益		73,225
事業損失		48,099
II 事業外収益		
受取利息	50	
その他の事業外収益	14,768	14,818
III 事業外費用		
支払利息	216,900	
その他の事業外費用	-	216,900
経常損失		250,181
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,485	
その他の特別利益	13,841	15,326
V 特別損失		
固定資産除却売却損	56,214	
その他の特別損失	27,310	83,524
税引前当期純損失		318,378
法人税・住民税及び事業税	217,046	
法人税等調整額	△ 317,334	△ 100,287
当期純損失		218,091

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

00126

様式第三号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人 桂名会

医療法人番号

所在地 愛知県名古屋市長区名東本通2-22-1

財 産 目 録

(令和 5年 1月31日現在)

1. 資 産 額	15,716,422 千円 /
2. 負 債 額	12,179,870 千円 ✓
3. 純 資 産 額	3,536,552 千円 ✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,215,930
B 固 定 資 産	11,500,491
C 資 産 合 計 (A+B)	15,716,422 /
D 負 債 合 計	12,179,870 /
E 純 資 産 (C-D)	3,536,552 /

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

00126

様式6

監事監査報告書

医療法人桂名会

理事長 木村 衛 殿

私(注1)は、医療法人桂名会の令和51会計年度(令和4年2月1日から令和5年1月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年4月20日

医療法人桂名会

監事 小山 武仁

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月2日

医療法人桂名会
理事会 御中

和田耕児公認会計士事務所

東京都千代田区

公認会計士 和田耕児

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人桂名会の令和4年2月1日から令和5年1月31日までの第51会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、監査表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者並びに監査役の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関

する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業専門家としての判断を行い、職業的猜疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適正性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な懐疑を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続することができなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上